（港湾管理課の所掌事務）

第百七条の二　港湾管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾（特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。以下同じ。）の存する港湾を除く。）及び航路の管理に関すること（保安の確保に関すること並びに港湾計画課及びクルーズ振興・港湾物流企画室（関東地方整備局にあっては、港湾計画課、クルーズ振興・港湾物流企画室及び首都圏臨海防災センター、近畿地方整備局にあっては、港湾計画課、クルーズ振興・港湾物流企画室及び近畿圏臨海防災センター）の所掌に属するものを除く。）。

三～六　（略）

（港湾計画課の所掌事務）

第百八条　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）の整備、利用、保全及び管理並びに航路の整備及び保全に関する計画に関すること（災害（地盤変動及び鉱害を含む。以下第百十三条第五号、第百十四条第二号及び第百四十八条の七第二項において同じ。）の防止に関するもの並びに海洋環境・技術課及びクルーズ振興・港湾物流企画室の所掌に属するものを除く。）。

二～五　（略）

（港湾空港整備・補償課の所掌事務）

第百十条　港湾空港整備・補償課は、次に掲げる事務（関東地方整備局にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

一・二　（略）

三　港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関すること（近畿地方整備局にあっては、近畿圏臨海防災センターの所掌に属するものを除く。）。

四～七　（略）

（港湾空港防災・危機管理課の所掌事務）

第百十四条　港湾空港防災・危機管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）及び航路に関する災害の防止に関すること（工事の検査の執行に関すること及び他課（関東地方整備局にあっては、他課、工事安全推進室及び首都圏臨海防災センター、近畿地方整備局にあっては、他課及び近畿圏臨海防災センター）の所掌に属するものを除く。）。

三～五　（略）

（クルーズ振興・港湾物流企画室の所掌事務）

第百十六条　クルーズ振興・港湾物流企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　クルーズの振興に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

三・四　（略）

（港湾管理課の所掌事務）

第百七条の二　港湾管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾（特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。以下同じ。）の存する港湾を除く。）及び航路の管理に関すること（保安の確保に関すること並びに港湾計画課及び港湾物流企画室（関東地方整備局にあっては、港湾計画課、港湾物流企画室及び首都圏臨海防災センター、近畿地方整備局にあっては、港湾計画課、港湾物流企画室及び近畿圏臨海防災センター）の所掌に属するものを除く。）。

三～六　（略）

（港湾計画課の所掌事務）

第百八条　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）の整備、利用、保全及び管理並びに航路の整備及び保全に関する計画に関すること（災害（地盤変動及び鉱害を含む。以下第百十三条第五号、第百十四条第二号及び第百四十八条の七第二項において同じ。）の防止に関するもの並びに海洋環境・技術課及び港湾物流企画室の所掌に属するものを除く。）。

二～五　（略）

（港湾空港整備・補償課の所掌事務）

第百十条　港湾空港整備・補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関すること（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課及び首都圏臨海防災センターの所掌に属するものを除き、近畿地方整備局にあっては、近畿圏臨海防災センターの所掌に属するものを除く。）。

四～七　（略）

（港湾空港防災・危機管理課の所掌事務）

第百十四条　港湾空港防災・危機管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）及び航路に関する災害の防止に関すること（工事の検査の執行に関すること及び他課（関東地方整備局にあっては、他課及び首都圏臨海防災センター、近畿地方整備局にあっては、他課及び近畿圏臨海防災センター）の所掌に属するものを除く。）。

三～五　（略）

（港湾物流企画室の所掌事務）

第百十六条　港湾物流企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

二・三　（略）